

相談無料

全国一斉

養育費・児童扶養手当 ホットライン

2019年

4月19日 金 10:00-22:00

電話番号

ふよう よういく
0570-024-419

※上記は特設番号です。4月19日以外は御利用いただけませんので、御注意ください。
※通話料がかかります。PHSや050IP電話からは御利用いただけません。

※鳥取県弁護士会の実施時間は、10:00-16:00です。(話中時及び鳥取県弁護士会の実施時間外におかけいただいた場合は、他の地域の弁護士会につながります。)

児童扶養手当
はいつからもら
えますか？



養育費を受け取って
いても児童扶養手当
はもらえますか？

養育費・児童扶養手当についての相談に弁護士が無料で対応します。

主催：日本弁護士連合会・鳥取県弁護士会

※各案内は日弁連ホームページで御確認いただけます。また、当日は回線状況等によりつながりにくい場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

<お問い合わせ先> 鳥取県弁護士会 TEL:0857-22-3912 (9:00~17:00)